

議案第五三号

三朝町印鑑條例(昭和三十一年條例第二四号)の一部  
を次のように改めるものとする

昭和三十一年六月二日提出

三朝町長 坂出 雅



昭和卅

年六月二日

議決

三朝町議会議長 天野 廉



原案可決

昭和三十年三朝町條例第

号

三朝町印鑑條例の一部を改正する條例

第一條中「三徳」<sup>レ</sup>旭<sup>レ</sup>を削除し「支所」とあるを

出張所<sup>レ</sup>に改める

附則

この條例は公布の日より施行し昭和三十年  
四月一日より適用する